

令和5年度末 鉄軌道駅における案内設備、障害者対応型券売機および拡幅改札口の設置状況について

令和6年3月31日現在

事業者名	総駅数	平均利用者が3千人/日以上の駅数 A	平均利用者が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者が2千人/日以上3千人/日未満の駅数 B	公共交通移動等円滑化基準第10条から第12条に適合している案内設備を設置している駅数 <sup>※1</sup>			公共交通移動等円滑化基準第17条に適合している障害者対応型券売機を設置している駅数 <sup>※2</sup>			公共交通移動等円滑化基準第19条に適合している拡幅改札口を設置している駅数 <sup>※3</sup>		
				うち平均利用者が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者が2千人/日以上3千人/日未満の駅数 C	平均利用者が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者が2千人/日以上3千人/日未満の駅に対する割合(%) (C/B)*100	うち平均利用者が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者が2千人/日以上3千人/日未満の駅数 <sup>※4</sup> E	平均利用者が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者が2千人/日以上3千人/日未満の駅に対する割合(%) (E/B)*100	うち平均利用者が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者が2千人/日以上3千人/日未満の駅数 <sup>※5</sup> F	平均利用者が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者が2千人/日以上3千人/日未満の駅に対する割合(%) (F/B)*100			
JR東日本	668	429	431	353	349	81.0%	523	422	97.9%	636	431	100.0%
JR東海	38	5	5	5	5	100.0%	9	5	100.0%	9	5	100.0%
JR旅客会社2社 小計	706	434	436	358	354	81.2%	532	427	97.9%	645	436	100.0%
東武鉄道	201	128	130	117	115	88.5%	172	129	99.2%	201	130	100.0%
西武鉄道	91	80	80	77	77	96.3%	91	80	100.0%	91	80	100.0%
京成電鉄	65	60	60	65	60	100.0%	59	58	96.7%	65	60	100.0%
京王電鉄	69	68	68	69	68	100.0%	69	68	100.0%	69	68	100.0%
小田急電鉄	70	70	70	70	70	100.0%	70	70	100.0%	70	70	100.0%
東急電鉄	88	87	87	83	82	94.3%	88	87	100.0%	88	87	100.0%
京浜急行電鉄	72	72	72	72	72	100.0%	72	72	100.0%	72	72	100.0%
相模鉄道	27	26	26	27	26	100.0%	27	26	100.0%	27	26	100.0%
大手民鉄8社 小計	683	591	593	580	570	96.1%	648	590	99.5%	683	593	100.0%
東京都交通局	94	94	94	94	94	100.0%	68	68	72.3%	94	94	100.0%
東京地下鉄	139	139	139	139	139	100.0%	107	107	77.0%	139	139	100.0%
横浜市交通局	40	40	40	31	31	77.5%	24	24	60.0%	40	40	100.0%
地下鉄3社局 小計	273	273	273	264	264	96.7%	199	199	72.9%	273	273	100.0%
JR、大手民鉄、地下鉄 小計	1,662	1,298	1,302	1,202	1,188	91.2%	1,379	1,216	93.4%	1,601	1,302	100.0%
中小民鉄、路面電車等 小計	551	226	232	199	162	69.8%	237	191	82.3%	327	207	89.2%
鉄軌道全体 合計	2,213	1,524	1,534	1,401	1,350	88.0%	1,616	1,407	91.7%	1,928	1,509	98.4%
(参考) 令和4年度末の数値	2,194	1,508	1,517	1,353	1,320	87.0%	1,616	1,395	92.0%	1,928	1,495	98.5%

※1. 「公共交通移動等円滑化基準第10条から第12条に適合している案内設備を設置している駅」とは、運行情報を提供する設備や、エレベーターをはじめとした移動円滑化のための主要な設備の案内板等を設けている駅をいう。

※2. 「公共交通移動等円滑化基準第17条に適合している障害者対応型券売機を設置している駅」とは、高齢者や障害者等の円滑な利用に適した構造の券売機を設けている駅をいう。

※3. 「公共交通移動等円滑化基準第19条に適合している拡幅改札口を設置している駅」とは、車椅子の通過に必要な幅80cm以上の改札口等を設けている駅をいう。

※4. 「平均利用者が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者が2千人/日以上3千人/日未満の駅数」には、券売機を設置していない駅を含む。

※5. 「平均利用者が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者が2千人/日以上3千人/日未満の駅数」には、改札口を設置していない駅を含む。

注) 1. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。

注) 2. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。